

鹿児島県公報

平成21年5月15日(金) 第2496号の2

発行 鹿児島県
〒890-8377 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部 学事法制課
定例発行日(毎週火、金)
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

(※については例規集登載事項)
ページ

○住民監査請求に係る監査結果の公表
正誤 (監査委員事務局取扱い) 1

○鹿児島県公報第2485号(平成21年4月7日付け)の一部訂正
誤 (管理調達課取扱い) 6

監査委員公表

監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により、平成21年3月19日付けで下記請求人から提出された「鹿児島県職員措置請求書」について、同条第4項の規定により監査した結果を、次のとおり公表する。

平成21年5月15日

鹿児島県監査委員 西山芳久
橋口和博
日高滋
成尾信春
同 同 同

(請求人)

志布志市志布志町帖6927番地10 熊崎作郎
曾於市末吉町諏訪方3485番地1 富永龍治
曾於市末吉町深川2779番2 櫻井六男
志布志市志布志町安楽3042番地1 長野正富
(平成21年3月19日收受)

第1 監査の請求

1 請求の受理

本件請求は、上記の請求書收受日で受理した。

2 請求の内容

次の措置請求書のとおり。(個人名を除いて原文のまま。ただし、別紙事実証明資料は省略。)

鹿児島県職員措置請求書

1 請求の要旨

鹿児島県知事は、元鹿児島県警察本部長〇〇〇(以下「A」という。),元志布志警察署長△△△(以下「B」という。)に対して、鹿児島県が弁護士11名に支払った損害賠償金相当額を求償せよ。
との勧告を求める。

2 請求の原因

1 関係人

(1) 請求者らは、別紙請求者目録記載の肩書き地に住所を有する鹿児島県の住民であり、
地方自治法第242条第1項の普通地方公共団体の住民に該当し、本件請求の請求者た

る適格性を有する。

- (2) Aは、後記違法行為を行った当時、鹿児島県警察本部長であり、Bは、志布志警察署長であった者である。

2 違法行為

- (1) 鹿児島県警は、いわゆる志布志事件において「踏み字」に代表されるような違法な取調べを組織的に広範に行つた。事件が終了し全員無罪の判決が出た現在においても、事件の重大性や矛盾ばかりの捜査内容にも関わらず鹿児島県警は「今後の捜査に影響する」という理由のみで一切の捜査資料を公表しないので、正確な数字はわからないが初期の捜査費用だけでも数億円という莫大な県民の税金を投入したり、大量の捜査官を従事させた。

しかし、その結果は多くの無辜の者を最長1年1ヶ月以上も拘束したり、あるいは16名にも及ぶ無辜の者を逮捕しただけで、何ら証拠らしい証拠も出てこなかった。このような大々的な捜査にも関わらず、鹿児島県警が収集した証拠は、警察署という密室の中で不適切な言動を使い強圧的・威迫的に取られた6名の変遷した自白のみであり、そのいずれもが裁判の中で否認に転じている。

志布志事件に関する捜査について、警察庁も平成20年1月になり「富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について」と題して報道発表するほど、捜査手法は不適切だと指摘している。

(2) 受けた被告人7名が、弁護士との接見後に鹿児島県警の捜査官から「否認をそそのかされた」「親族からの手紙を見せられた」と言った趣旨の供述調書を作成されたものである。これに対して、原告11名の弁護士が接見交通権を侵害されたとして国と県に対して損害を請求したものである。

(3) この中で国や県は、①捜査側から質問していないのに容疑者・被告側から自發的に供述した。②弁護士が接見の際に否認を働きかける捜査妨害行為があり、供述の任意性・信用性を担保する必要があったと主張していた。

(3) しかし、警察の聴取のやり方は弁護人の接見のつど、その終了後直ちに弁護人接見の内容を取調べ官が詳細に聴取し、これを供述調書に記録し保存するものであり極めて異常な捜査手法であった。

しかも、志布志事件の被告人12名はいずれも、全員無罪となり控訴もされなかつた。その判決内容は、「自白した被告人らは、いずれも長期間・長時間にわたる取調べで取調べ官から厳しく追及され、供述を押しつけられたと主張しているところ、被告人らの自白の中に、あるはずもない事実がさもあったかのように具体的かつ迫真的に表現されていることは、自白の成立過程で、自白した被告人らの主張するような追求的、強圧的な取調べがあつたことをうかがわせるものであり・・・」「以上にかんがみれば、被告人〇〇に対する取調べは、相當に厳しいものであつたことが強くうかがわれ、被告人〇〇が、これに耐えられず、早く解放されたい一心から取調べ官に迎合し、虚偽の自白をしたとの疑いが払拭できない」「取調べ官から強圧的、誘導的な取調べを受け」等々本来適正・適法な公権力の行使でなければならぬはずの取調べ 자체の異常さを断罪している。

さらに、被告人らの証言によると「取調べ官により、人間としての尊厳を否定した言葉による拷問的取調べが日常的かつ継続的になされた」と口々に言つている。

これらのこととは、接見交通権を侵害して作成された調書を、検察官が公判で証拠請求しただけでも76通にものぼることからも鹿児島県警が組織的に行つっていたことは明白である。

(4) 国や県は、供述の任意性や信用性を担保するために取調べ官が弁護人の接見内容について聞き取りをおこなつたと主張しているが、そもそも被告人の供述自体が、前述のように取調べ官の強圧的・誘導的に行われたものであり任意性も信用性もなかつたものである。すなわち、被告人らが買収会合もなければ現金をもらったこともないと真実のことを言つているにも関わらず、取調べ官は必要以上に被告人らを拘束しかつその権

力を振りかざして取調べ官自身が描いたストーリーどおりに被告人らを自白させたあげくに、その自白を否認させないよう接見内容を事細かに聞き出していたものである。弁護人が「真実をありのままに話しなさい」ということが、何故捜査妨害になるのか、犯罪捜査は犯罪を犯した者を处罚すべく取調べるものであり、無実の者に「交通違反と同じように罰金で済むのだから現金を貰ったと言え」と言って有りもしない自白を収集するものではなく、このことが刑事裁判や民事裁判でも明らかになつてゐるにも関わらず、未だに鹿児島県警や県当局の主張は到底理解できるものではない。

また、警察や県当局が、容疑者や被告人らが自発的に接見内容を供述したこと述べているのは、県民として怒りをとおりこし、全く信頼に値しない組織であると思わざるをえない。

(5) ところで、本件公職選挙違反事件は、警察本部長指揮事件とされており、当時の警察本部長Aはその最高責任者として、収集された証拠を十分に吟味し、事件の全容を見極め、捜査の節目において、大所高所から適切に判断を下し、捜査を指揮することが求められている。また、事件の送致責任者である、当時の志布志警察署長Bは、裏付け捜査の徹底、供述の信用性の十分な吟味、取調べの在り方、捜査態勢の確保等に関し、具体的な指示を出したり、必要な助言・指導を行うことにより、警察本部長の判断・指揮に誤りのないようこれを的確に補佐すべき立場にあったものである。(富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点について p15)

しかし、結果として上記のいずれをとっても適正になされず、被告人のアリバイが認められ、自白の証拠の不存 在、供述の信用性の吟味、客観的証拠等による供述の裏付け、取調べの在り方についての指揮監督に十分でなかったことは、前記警察署発表の問題点についてを待たずしても明らかであり、上記2名の責任は重大である。少なくともこの2名が僅かでも、本部長や警察署長としての注意義務を果たしていればこのような不幸な事件は起きなかつたはずである。

なお、Bについては、彼自身が立身出世のためにこの事件を作り上げなどとマスコミ等で報道されているが、このことについては鹿児島県警及び県当局は反論することもなくまったく口をつぐんだままであり、捜査権のない県民としては当局の姿勢を厳しく問うものであり、鹿児島県警や県当局に対する県民の信頼は失墜していると言わざるをえない。

(6) 以上のような経緯で裁判所は、接見交通権の侵害があつたとして550万円の支払いを国と県に命じた。

(7) これに対し、鹿児島県は判決を重く受け止め控訴せず、賠償金を原告らに支払つた。

3 損害の補填

(1) おおよそ警察は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを標榜し、犯罪の防止と、社会の公序良俗の維持に主眼点を置いて犯罪の取り締まりや捜査を行うものである。

(2) ところが、県民の身近な不安を解消するために県民から負託された警察自身が、裁判所から損害賠償を命じられるような違法行為を行つたことは、県民として憤りを覚えざるをえない。犯罪を取り締まるべき警察官が組織的に犯罪を犯すようなことが許されるはずもない。仮にそのようなことがあつた場合には厳罰をもつて対処しなければならないし、それにより県民の公金を支出したのであれば、当然に直ちにその違法行為を行つた者に対して求償すべきであり、それが鹿児島県警や県当局に対する県民の信頼回復にとって必要不可欠である。

(3) 一連の志布志事件について、警察庁は前記「富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点について」のなかで買収会合を否定し、鹿児島県警自身も平成19年6月26日の鹿児島県議会総務警察委員会において、事実上「買収会合はなかつた」ことを認めた。つまり、そもそも公職選挙法違反事件はなく、いわゆる志布志事件は警察官によるでっち上げ事件であることがある。

すなわち、志布志事件について重大な責任を持つていたA鹿児島県警本部長及びB志布志警察署長は、長期間に渡り明らかに違法捜査がなされているのにも関わらず、

漫然と見過ごし、被告人らや弁護人らを長期間苦しめ続けた所業は許されるものではない。少なくとも不作為による注意義務違反や監督責任を全うしなかったことは故意または職務上重大な過失がある。

(4) 国家賠償法第1条第2項は、国又は地方公共団体が公務員の職務に伴う違法行為について損害賠償の責めを負った場合で、当該公務員に又重大な過失があった場合、その公務員に対して求償権を有する旨定めている。鹿児島県は上記2名に対して当然に求償権行使すべきであるところ、本日現在その手続きはされていない。

(5) 本件判決は、平成20年3月24日になされ、その賠償金の支払いから既に1年が経過しようとしており、このまま放置したのでは時効が成立してしまうので、早急に求償権行使することが必要である。

なお、本県には県の損害賠償にかかる求償に関する事項を定めた規定がある。それによると職員等に対し求償権行使すると認めるときは所要の手続きを経て、賠償責任等審査会の審査に付すべきであるところ、本件が審査会に付された形跡はない。

また、賠償金(公金)支出から既に1年が経過しようとしているが、地方自治法第242条第1項にいう「違法若しくは不适当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に該当することは明白である。

(6) よって、鹿児島県知事に対し、既に鹿児島県が弁護士らに支払った賠償金につき元鹿児島警本部長A及び元志布志警察署長Bに対してその損失を求償するよう勧告することを求める。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成21年4月28日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は措置請求書と同旨の書面により陳述を行つた。なお、新た証拠の提出はなかった。

2 監査の対象

県が支払った損害賠償金相当額について、元鹿児島県警察本部長(以下「元県警本部長」という。)A及び元志布志警察署長Bに国家賠償法(以下「国賠法」という。)第1条第2項に基づく求償権行使しないことが財産の管理を怠る事実に当たるか否かを監査の対象とした。

3 監査の対象機関

鹿児島県警察本部(以下「県警本部」という。)を対象として、平成21年4月20日及び同月28日に監査を実施した。

4 関係人調査の対象機関

総務部人事課行政管理室(賠償責任等審査会を所管)を対象として、平成21年4月17日に関係人調査を実施した。

第3 監査の結果

1 損害賠償金支出の経過

(1) 鹿児島地方裁判所平成16年(ワ)第294号損害賠償請求事件(以下「本件訴訟」という。)の提訴

平成16年4月16日、「鹿児島地方検察庁検察官及び鹿児島県警察本部司法警察員らが、平成15年4月13日に施行された統一地方選挙鹿児島県議会議員選挙において立候補し、当選した□□□の選挙運動に関して、公職選挙法を違反したとされた被疑者及び被告人らを取り調べた際に、被疑者及び被告人らとその弁護人などである原告らとの接見内容を聴取し、さらに、これを供述調書に録取したところ、原告らが、当該行為により原告らの秘密交通権を侵害されたして、被告国及び被告鹿児島県に対して、国家賠償法1条1項及び民法719条1項に基づいて、連帶して各原告らに1,100万円の損害賠償金などの支払いを求める損害賠償を請求する」との訴えを鹿児島地方裁判所に起こした。

(2) 本件訴訟の判決

平成20年3月24日、鹿児島地方裁判所において「原告らの接見交通権を違法に侵害し、

過失があったと認められ、これらの行為は、本件公職選挙法違反事件にかかる被疑事実の一連の捜査のために検察官及び司法警察官が共同して行った行為であるべきである。したがって、被告県及び被告国は、これらの行為によって生じた損害について、共同不法行為責任(民法719条1項)を負うものと認められる、「原告らの被った精神的被害に対する慰謝料及びこれを回復するため必要とした弁護費用については、各原告らに対し50万円ずつを認めるのが相当である」との判決があった。

(3) 本件訴訟の判決の確定

訴訟当事者である国・県と弁護士11名の双方が期限までに控訴しなかったことから、平成20年4月8日第一審判決が確定した。

(4) 損害賠償金の支出

平成20年4月8日、国において一括して原告側に支払いを行い、平成20年7月25日、県は、国に損害賠償金50万円と遅延損害金を合わせた600,113円を支出した。

2 県の損害賠償に係る求償権の考え方と県警本部の対応

県は、県が損害賠償を行った場合において、職員に求償するに当たっては、国賠法第1条第2項により当該職員に故意又は重大な過失があることが要件とされていることから、賠償責任等審査会を設け、当該審査会において求償権の行使の可否等について審査するとしている。

県警本部は、本件訴訟の判決内容に照らして、元県警本部長A及び元志布志警察署長Bに国賠法第1条第2項に基づく求償権の要件である「故意又は重大な過失」があったとは認められず求償権を有しないと判断していることから、賠償責任等審査会に付議するための手続を行っていない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、「志布志事件について重大な責任を持つていた元県警本部長A及び元志布志警察署長Bは、長期間に渡り明らかに違法捜査がなされているにも関わらず、漫然と見過ごし、少なくとも不作為による注意義務違反や監督責任を全うしなかったことは故意または職務上重大な過失があり、国賠法第1条第2項により求償権を行使すべきであるところ、その手続きはされておらず、地方自治法第242条第1項にいう『違法若しくは不當に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実』に該当することは明白であり、県知事は、既に県が弁護士らに支払った賠償金につき元県警本部長A及び元志布志警察署長Bに対してその損失を求償するよう勧告すること」を求めている。

したがって、本件請求は、国賠法第1条第2項の規定により、本件事件当時の県警本部長A及び志布志警察署長Bに対して、県は求償権を有すると主張し、その求償権の行使を怠る事實を改め、県が支払った損害賠償金の補填をさせるよう請求しているものと判断される。

以下、求償権の根拠となる国賠法第1条第2項を踏まえて、本件請求について検討することとする。

国賠法第1条第2項は、公務員の違法な職務上の行為により国又は公共団体が損害賠償金を支出した場合において、当該公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有すると規定している。

国賠法が公務員の故意又は重大な過失があったとき限り求償権を行使し得ると規定した趣旨は、公務員に一般的な過失の場合にも求償権の行使ができることにすると、公務員が職務執行に際し過度に慎重になつて積極的な職務執行が期待できなくなり、ひいては行政の停滞をもたらすおそれがあるという政策的な配慮によるものと解されている。

故意とは、「公務員が公権力を行使する職務行為をなすに当たり、自己の職務執行が違法であることを認識しながらこれを行うことである」(東京高裁昭和30年8月27日判決)とされており、一般に「権利侵害という結果の発生(又はその可能性)を認識しながら、あえて直接権利侵害に向けられた行為をすることをいう」と定義されている。

また、重大な過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほんと故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」(最高

裁昭和32年7月9日判決)とされている。

そこで、本件訴訟の判決において過失が認定された接見内容を聽取した司法警察員ではなく、これに直接携わっていない元県警本部長A及び元志布志警察署長Bに国賠法第1条第2項の求償権行使しうる故意又は重大な過失があつたと言えるかどうかについては、事案の諸状況や国賠法の趣旨を総合的に勘案して判断すべきであるが、元県警本部長A及び元志布志警察署長Bに故意又は重大な過失があつたかどうかについて検討したところ、次のようなことが認められた。

本件訴訟の判決において、司法警察員による接見内容の聽取について、弁護人固有の接見交通権を侵害し過失があつたと認定されているものの、故意又は重大な過失があつたとは認定されていないことに加え、元県警本部長A及び元志布志警察署長Bについては何ら触れられていないこと。

また、本件訴訟の判決において接見内容を聽取したことについて過失があつたと認定を受けたものの、平成15年の志布志事件の捜査当時において、司法警察員の接見内容の聽取に関する先例的な裁判例は存在せず、また、被告人らが自発的に供述する場合等において供述を聽取することが許されるとの学説もあり、当時、県警本部においては、接見内容の聽取について司法判断として未だ確定的なものはないと認識していたと考えられること。また、接見内容の聽取のほとんどが検察庁から県警本部への要請後に行われたものであることなどから、元県警本部長A及び元志布志警察署長Bに故意又は重大な過失があつたとまでは断定することはできないと考えられること。

なお、平成20年1月に発表された警察庁「富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について」において、いわゆる志布志事件の捜査全般の指揮監督が十分でなかつた旨が述べられているが、その後の本件訴訟の判決(平成20年3月24日判決)において取り上げられた接見内容の聽取を念頭に記載されたものであるとは認められないこと。

以上のことと総合的に勘案すると、元県警本部長A及び元志布志警察署長Bに志布志事件の捜査全般の指揮監督が十分でなく過失があつたとしても、本件請求における接見内容の聽取について、国賠法第1条第2項の故意又は重大な過失があつたとは認められないものと考えられる。

第4 判断

監査の結果は上記のとおりであり、県は元県警本部長A及び元志布志警察署長Bに対しても国賠法に基づく求償権を有するとは認められず、県には地方自治法第242条第1項にい「違法若しくは不當に財産の管理を怠る事実」はない。よって、請求人の措置請求には理由がない。

正誤表

平成21年4月7日付け鹿児島県公報第2485号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
12	下から19行目	11 仮契約の締結 本物品の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会(以下「議会」という。)の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。 (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項	(削る。)